

PCB廃棄物の処分期間について

福島県生活環境部産業廃棄物課

PCBを使用又は混入した製品が廃棄物となったもの等をPCB廃棄物といい、**処分期間内に処分**する必要があります。

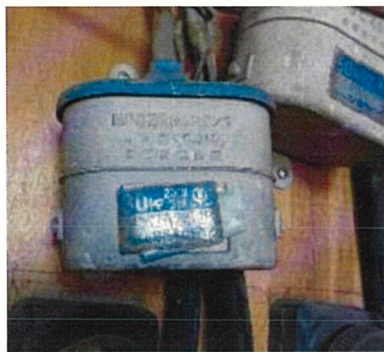
古い電気機器（変圧器、コンデンサー、業務用蛍光灯安定器など）にPCBが使われている可能性があります。

これまで**工場、商店、農家**等で発見されています。PCBが使われている機器がないかすぐに確認してください。

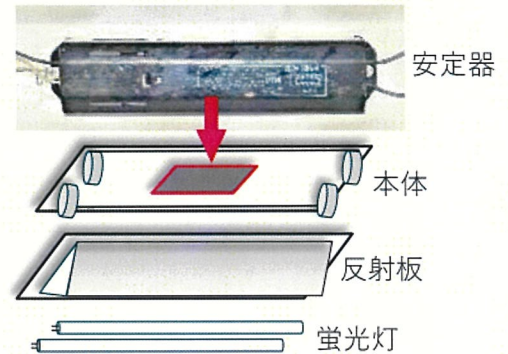
< PCBを含む電気機器の例 >



変圧器



コンデンサー



照明の安定器

低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年3月31日まで

※高濃度PCB廃棄物の処分期間は過ぎています。

～ PCBとは～

- ・ PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称で、主に油状の物質です。
- ・ 電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていました。
- ・ カネミ油症事件（昭和43年）により健康被害が発生し社会的な問題となったため、新たな製造・使用が原則禁止されました。

PCB廃棄物（と思われるもの）が見つかった場合、下記へ問合せください。

お問い合わせ先 県庁産業廃棄物課 TEL:024-521-7264